

一般社団法人 香川県歯科技工士会 御 中

公益社団法人 日本歯科技工士会  
「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会  
委員長 清水 潤 一  
(公印省略)

### 「平成 30 年度 診療報酬改定講習会」開催日等決定通知

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、貴会から開催意向をいただきました標記講習会については、開催日程等が下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

#### ◎開催日：2018 年 4 月 1 日（日）

※開催時間は 150 分（質疑応答を含む）を予定しています。

#### ◎派遣講師：<sup>まつい てつや</sup>松井 哲也（日技常務理事、「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会委員）

（連絡先）

〒730-0037 広島県広島市中区中町 7-22  
株式会社 ハーテック・デンタルサービス  
TEL:082-245-2007 携帯：090-7131-5226  
e-mail：heartech@mbr.nifty.com

〔留意事項〕

1. 開催時間、開催場所等が決まりましたら同封の連絡用紙にて速やかに本会事務局までお知らせ下さい（必要項目の記載があればメールでの連絡も可）。
2. 当日のスケジュール、出張行程等について、貴会担当者と派遣講師にて打合せ下さい。
3. “平成 30 年度 診療報酬改定講習会”開催に関する注意点”資料を同送いたしますので内容をご確認願います。
4. 「平成 30 年度 診療報酬改定講習会」講演抄録を同封しますのでご活用下さい。

〔同 送〕

- (1) 「平成 30 年度 診療報酬改定講習会」開催日程等連絡用紙
- (2) 「平成 30 年度 診療報酬改定講習会」開催に関する注意点
- (3) 「平成 30 年度 診療報酬改定講習会」講演抄録

〔問い合わせ先〕

公益社団法人 日本歯科技工士会（担当事務局：壁谷（かべや））  
〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町 21-5  
TEL：03-3267-8681 FAX：03-3267-8650  
e-mail：y-kabeya@nichigi.or.jp

以 上

「平成 30 年度 診療報酬改定講習会」開催日程等

2018 年 月 日

歯科技工士会

会 長 \_\_\_\_\_

1. 開催日時

2018 年 月 日 ( ) : から : まで

2. 開催場所

名 称 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 - \_\_\_\_\_

3. 備考 (その他の連絡事項、ご質問など)

( )

☆開催時間、開催場所が確定しましたら、速やかにご連絡願います。

⇒e-mail でご回答の場合、必要事項が網羅していれば本回答用紙によらなくても可。

## 「平成 30 年度 診療報酬改定講習会」開催に関する注意点

### 1. ご準備いただくもの

プロジェクター、スクリーン、マイク等

※「PowerPoint」を使用した講演を行います。なお、パソコン本体の準備有無については担当講師と打合せて下さい。

### 2. 講習会開催へ向けた担当講師との打合せ

担当講師と当日の進行手順、出張行程等について必ず事前に打ち合わせていただくようお願いいたします。

本会事務局を介して打合せいただいても結構です。

### 3. 受講者配付資料

配付資料については必要数をお送りいたします。必要数が確定しましたら早目に本会事務局宛にお知らせ下さい。

### 4. 歯科技工士生涯研修の認定

貴会からの申請により、歯科技工士生涯研修（基本研修課程、自由研修課程）として開催することができます。なお、基本研修課程の場合、講師出張費用等は本会が負担するため、講師謝礼 1 時間相当額（2 万円）は原則支給いたしません。

※開催計画書は早目（開催日の 1 ヶ月前まで）に提出して下さい。

### 5. その他

(1) 担当講師の出張費用（交通費、宿泊費（原則日帰り））は本会が負担いたします。会場費等それ以外の諸費用は貴会にてご負担願います。

(2) 担当講師への講演謝礼金の準備は不要です。

(3) 会場手配、受講手続き等の実務は貴会にて対応願います。なお、受講料徴収（会員、非会員）有無については貴会に一任いたします（有料とする場合は、理にかなった受講料を設定下さい）。

以 上

「平成 30 年度 診療報酬改定講習会」  
講演抄録

段階の世代が 75 歳以上となる 2025 年とそれ以降の社会・経済の変化や技術革新への対応に向けて、効率的な医療提供体制の整備とともに、新しいニーズにも対応できる質の高い医療の実現を目指して 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から社会保険診療報酬の改定が行われました。

私たち歯科技工士に関連する歯冠修復及び欠損補綴に関する改定内容については、生活の質に配慮した歯科医療の推進の観点から有床義歯（局部義歯・総義歯）、鑄造鉤（双歯鉤・二腕鉤）、線鉤、コンビネーション鉤、バー等の点数が増点されています。また、レジンインレーの新設、レジン前装金属ポンティックの整理と製作部位に応じた所定点数加算、フック、スパーの名称変更等、口腔機能の回復等に関する技術の評価の見直しが行われています。

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補綴物等を安定的に供給するためには、製作を委託する側の歯科医療機関と、受託する側の歯科技工所の双方が、歯科補綴物等に関する保険点数のしくみ等について共通認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行われなければなりません。

本講習会では、皆さんの健全な歯科技工所運営に資するため、製作技工に要する費用に関連する具体的な歯科診療報酬改定内容等について説明したいと思います。

公益社団法人 日本歯科技工士会

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会